

**中核発達支援センター事業業務委託
公募型企画提案競技実施要項**

1 目的

発達障害の特性を有する児童が、診療から療育まで一貫した支援を県内で受けることができるよう、医療型障害児入所施設の外来診療部門に医師及び作業療法士等の専門職を配置する中核発達支援センターを県内3か所に設置・運営する。

2 委託業務の内容に関する事項

(1) 委託業務名

以下ア～ウのうち1以上の委託業務について応募できるものとする。

ア 中核発達支援センター事業業務委託（東部）

イ 中核発達支援センター事業業務委託（西部）

ウ 中核発達支援センター事業業務委託（北部）

(2) 業務内容

別添「中核発達支援センター事業業務委託仕様書」による。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

【東部、西部】

金17,169,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

【北部】

金10,306,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

(5) 中核発達支援センターの設置場所

それぞれ別紙1に示す圏域のいずれかに設置するものとする。

3 応募資格に関する事項

(1) 以下の要件をすべて満たす者。

ア 上記2（5）において医療型障害児入所施設の指定を受けて運営していること。

イ 発達障害児の診療・療育に精通したスタッフ（医師及び作業療法士等の専門職）を別紙1のとおり配置し、診療・療育を実施する体制を整えていること。

ウ 発達障害児の診療・療育に必要なスペースや設備が整備されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしてい

ない者であること。

- (6) 本公募型企画提案の募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県に属する入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本公募型企画提案の募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県に属する暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

4 スケジュール

| | | | |
|-----------|--------|-----|---------------|
| 令和8年3月4日 | (水) | 午後 | 公募開始 |
| 令和8年3月4日 | (水) | 午後 | 質問受付開始 |
| 令和8年3月10日 | (火) | 17時 | 質問受付期限 |
| 令和8年3月12日 | (木) | 14時 | 質問回答期限 |
| 令和8年3月18日 | (水) | 17時 | 企画提案書提出期限 |
| 令和8年3月 | 中旬(予定) | | 企画提案審査 |
| 令和8年3月 | 下旬(予定) | | 委託先候補者選定結果の通知 |

5 委託先候補者の選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

- (1) 県は、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、運営内容や事業経費の額のほか、事業者の経験や実績を含めて総合的に審査し、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。
- (2) 審査は書面にて行う。
- (3) 各委託業務につき応募した者が1者のときは、企画提案書を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に委託先候補者として選定する。

6 手続き等に関する事項

(1) 質問書の受付

- ア 提出期限 令和8年3月10日(火)17時まで
- イ 提出方法 質問書を添付した電子メールを、6(4)のアドレスに送信すること。
- ウ 回答方法 質問に対する回答は、質問した法人名を伏せて、令和8年3月12日(木)14時までに随時、埼玉県発達障害総合支援センターホームページに掲載する。なお、口頭での質問は受け付けない。

(2) 企画提案書の受付

- ア 提出期限 令和8年3月18日(水)17時まで
- イ 提出方法 原則として電子データで、6(4)のアドレスに送信すること。なお、送信後は必ず電話で受信確認を行うこと。
なお、電子データでの提出ができない書類は、持参又は郵送(簡易書留等文書の到着が確認できる方法)によること。

- ウ 提出書類 ・企画提案書（表紙）
・（様式1）法人概要調書
・（様式2）事業実施にあたっての提案
・（別紙1・2）医師の職務経歴書、専門職の職務経歴書

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年3月下旬を目途に文書にて通知する。

(4) 問い合わせ先・提出場所

〒330-0081

埼玉県さいたま市中央区新都心1-2 小児医療センター南玄関3階

埼玉県発達障害総合支援センター 総務・支援調整担当

電話 048-601-5551

FAX 048-601-5552

メール m0155512@pref.saitama.lg.jp

7 委託契約

埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

8 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書、質問票等（以下「提出書類等」という。）は返却しない。
- (2) 本公募型企画提案に係る書類の作成や提出に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (3) 提出書類等は、受託候補者の選定以外の目的には使用しない。なお、提出書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 企画提案書を提出した者が本公募型企画提案への参加を辞退する場合は、速やかに文書で埼玉県発達障害総合支援センターに届け出ること。
- (5) 選定結果等についての不服及び異議申し立ては認めない。
- (6) 業務委託契約に当たっては、業務内容に関する細目事項等について、委託先候補者と県の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更する場合がある。
- (7) 以下の場合には契約締結ができないことがある。
 - ア 令和8年度歳入歳出予算案が議決されなかったとき、歳入歳出予算の当該事業費に係る減額があったとき又は予算議決時に附帯決議が付されたとき
 - イ 予算執行について、何らかの条件が付されたとき

別紙 1

| 委託名 | 圏域名 | 市町村名 | 医師の配置(※1) | 専門職の配置(※2) |
|--------------------------|----------|---|-----------|------------|
| 中核発達支援センター 事業業務委託（東部） | 東部 | 越谷市、春日部市、草加市、 八潮市、三郷市、吉川市、松 伏町 | 1人 | 0.65人 |
| | 南部 | 川口市、蕨市、戸田市 | | |
| | 県央 | 鴻巣市、上尾市、桶川市、北 本市、伊奈町 | | |
| | 利根 | 行田市、加須市、羽生市、久 喜市、蓮田市、幸手市、白岡 市、宮代町、杉戸町 | | |
| 中核発達支援センター 事業業務委託（西部） | 南西 部 | 朝霞市、志木市、和光市、新 座市、富士見市、ふじみ野市、 三芳町 | 1人 | 0.65人 |
| | 川越 比企 | 川越市、東松山市、坂戸市、 鶴ヶ島市、滑川町、嵐山町、 小川町、川島町、吉見町、と きがわ町、東秩父村、毛呂山 町、越生町、鳩山町 | | |
| | 西部 | 所沢市、飯能市、狭山市、入 間市、日高市 | | |
| 中核発達支援センター 事業業務委託（北部） | 北部 | 熊谷市、深谷市、本庄市、寄 居町、美里町、神川町、上里 町 | 0.5人 | 0.33人 |
| | 秩父 | 秩父市、横瀬町、皆野町、長 瀬町、小鹿野町 | | |

(※1) 常勤又は常勤換算。発達障害等の診療を行う医師であること。

(※2) 常勤又は常勤換算。発達障害児等の療育を行う作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士又は発達障害児等の診療・療育の補助を行う看護師等の専門職であること。